

災害時における物資の供給等に関する協定書

久喜市(以下「甲」という。)と日本エフ・ディー・シー株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の調達、供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下、「災害」という。)が発生又は発生するおそれがある時において、甲が乙の協力を得て行う必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請及び受諾)

第2条 甲は、災害時等に物資の調達を必要とするときは、文書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし緊急を要する時は、口頭で要請しその後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(物資の種類)

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)カートンボード製簡易ベッド
- (2)その他乙の取扱商品

(調達の実施)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り取扱商品の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第5条 乙は、納品したカートンボード製簡易ベッド等の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限りカートンボード製簡易ベッド等の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び運搬に要した費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる費用の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったとき、その内容を確認後、速やかにこれを支払うものとする。

(平常時の協力)

第8条 平常時において、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからもこの協定の延長に対し異議の申立てがないときは、更に1年間延長され、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和3年1月20日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

東京都豊島区東池袋2丁目39番2号 大住ビル9階

乙 日本エフ・ディー・シー株式会社
代表取締役